

令和4年度 歯科医療関係者感染症予防講習会実施要領

1. 目的

歯科医療関係者に対して、HIVやHBV、COVID-19等の病原体各々の特徴を踏まえた院内感染対策等に関する講習を行い、歯科保健医療の安全の確保を図ることを目的とする。

2. 事業の実施主体

厚生労働省の「歯科医療関係者感染症予防講習会実施団体公募要領」に基づき、日本歯科医師会が受託し、都道府県歯科医師会の協力の下に実施する。

3. 事業内容

- (1) 受講対象者：歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士等の歯科医療関係者。
- (2) 講習内容：HIVやHBV、COVID-19等の特徴を踏まえた院内感染対策等、歯科医療及び歯科衛生の安全を図るために必要とされる事項に関する講義及び実習とする。

4. 研修テーマ

歯科診療に係るHIVやHBV、COVID-19等の病原体各々の特徴を踏まえた院内感染対策について

5. 開催日時・開催形式・講師等

別紙のとおり

6. 日程

開会／挨拶／講師紹介／講演（2時間程度）／質疑応答／閉会

7. 受講手続（別紙申込書）

受講申込は、各々が開催歯科医師会宛てに申し込むこと。ただし、応募者多数の場合は、申し込みをお断りすることがある。申し込みにあたっては、別紙該当箇所を参照のこと。

8. 受講料

無料（ただし、受講者の宿泊費、食費、交通費等は受講者の負担とする）

9. 受講修了証

受講者に対し、受講修了証を発行する。WEB受講者については、本会より、受講修了証を郵送することとする。

10. 受講申込の取消し

受講申込後、何等かの事情で欠席する場合は、順次他の者に受講機会を与えるため、必ず開催歯科医師会にその旨連絡をすること。

11. 日歯生涯研修事業の登録

会場での受講の場合は従来通りカードにて登録し、後日主催者側でまとめて登録する。

WEBでの受講の場合は開催歯科医師会が提示する単位登録用のQRコード(またはURL)により、単位を登録することができる。

※歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準（歯初診）について

本講習会は、標記施設基準の届出に必要な「歯科外来診療の院内感染防止対策に係る標準予防策及び新興感染症に対する対策の研修」の要件を満たしています。